

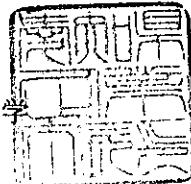
## 決定期間延長通知書

5第企工調第62号

令和5年6月 9日

名古屋市民オンブズマン 新海 聰 様

愛知県公営企業管理者企業庁長 金田 学



令和5年5月26日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	岩倉市建設部土地整備課が平成28年12月5日から令和元年12月9日までに岩倉川井野寄地区工業団地造成に関して、産業廃棄物について県企業庁に報告・相談・協議した際の持參資料、面談した際の内容が分かるもの
愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	令和5年 5月 26日 から 令和5年 6月 9日 まで
延長後の決定期間	令和5年 5月 26日 から 令和5年 7月 10日 まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書に岩倉市に関する情報が記載されており、開示決定等の的確を期するために意見照会を行う必要があるため。
担当課等	愛知県企業庁企業立地部工務調整課 工務第一グループ 電話052-954-6695 (ダイヤルイン)

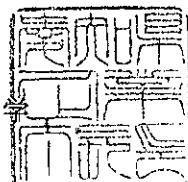
行政文書開示決定通知書

5企工調第 77 号

令和5年7月10日

名古屋市民オンブズマン 新海 聰 様

愛知県公営企業管理者企業庁長 金田



令和5年5月26日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙1のとおり				
開示を実施する日時 及 び 場 所	日 時	令和5年7月10日	午前 10時 午後		
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） (愛知県自治センター2階)			
開示の実施の方法	写しの交付				
開示の実施に要する 費 用 の 額	1 写しの作成に要する費用 1950円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分				
担 当 課 等	愛知県企業庁企業立地部工務調整課工務第一グループ 電話052-954-6695 (ダイヤルイン)				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求することができます。
  - 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。
  - 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。
- 注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。  
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。  
3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別紙1

- ・ 平成 31 年 1 月 24 日付け 30 岩企立第 93-3 号「岩倉川井野寄地区工業団地造成に係る廃棄物の埋設及び土壤・地下水汚染の確認調査の結果について（送付）」
- ・ 平成 31 年 4 月 15 日付け 31 岩企立第 10 号「内陸用地造成事業の基本協定書の締結について（送付）」
- ・ 令和元年 11 月 6 日付け供覧資料（岩倉市より報告された令和元年 11 月 6 日付け産業廃棄物発見速報）
- ・ 令和元年 11 月 14 日付け会議状況報告書「岩倉川井野寄地区 埋蔵文化財発掘調査と産業廃棄物調査について」

30 岩企立第 93-3 号  
平成 31 年 1 月 24 日

愛知県企業庁  
企業立地部長 武 藤 信 吾 様

岩倉市長 久保田桂朗  
(公印省略)

岩倉川井野寄地区工業団地造成に係る廃棄物の埋設及び土壤・地下水汚染  
の確認調査の結果について（送付）

厳冬の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、岩倉市の行政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
このたび、岩倉川井野寄地区の工業団地造成を進めたく、確認調査を実施した結果、  
廃棄物の埋設及び土壤汚染は確認されませんでした。  
つきましては、調査結果の取りまとめを行いましたので、別添のとおり送付します。



連絡先 岩倉市建設部企業立地推進室 電話 0587-38-5832

岩倉市企業誘致検討地域内 産業廃棄物結果報告 No.3

- 1 事業名 岩倉市企業誘致検討事業
- 2 調査地 岩倉市川井町地内
- 3 調査日 平成30年2月26日(月)、27日(火)、28日(水)  
3月6日(火)、7日(水)、12日(月)、  
13日(火)、14日(水)の8日間
- 4 調査者 岩倉市建設部企業立地推進室 主任 澤井 雅史
- 5 調査方法 トレンチ(試掘坑、一区画1.5m×1.5m)を設定し、重機(バックホー)で1mほど掘削を行い、平面及び断面観察により産業廃棄物の有無を確認した。
- 7 調査箇所 30箇所
- 8 調査結果 各トレンチにおける掘削断面及び土壤観察結果と掘削土の内の産業廃棄物の有無について次の頁に記載する。

(1) トレンチ I-1

地表-120 cmまで掘削を行った。地表-50 cmでしまりのあるシルト層を検出し、これより下は自然堆積層と考えられる。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(2) トレンチ I-2

地表-130 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(3) トレンチ I-3

地表-100 cmまで掘削を行った。地表-65 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(4) トレンチ I-4

地表-130 cmまで掘削を行った。地表-75 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(5) トレンチ I-5

地表-110 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(6) トレンチ I-6

地表-110 cmまで掘削を行った。地表-60 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(7) トレンチ I-7

地表-110 cmまで掘削を行った。地表-60 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(8) トレンチ I-8

地表-100 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(9) トレンチ I-9

地表-80 cmまで掘削を行った。地表-75 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(10) レンチ I-10

地表-75 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(11) レンチ I-11

地表-100 cmまで掘削を行った。地表-80 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(12) レンチ I-12

地表-70 cmまで掘削を行った。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(13) レンチ I-13

地表-80 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(14) レンチ I-14

地表-40 cmまで掘削を行った。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(15) レンチ I-15

地表-60 cmまで掘削を行った。地表-55 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(16) レンチ I-16

地表-100 cmまで掘削を行った。地表-90 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(17) レンチ I-17

地表-70 cmまで掘削を行った。地表-60 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(18) レンチ I-18

地表-80 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(19) レンチ I-19

地表-50 cmまで掘削を行った。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(20) トレンチ I-20

地表-110 cmまで掘削を行った。地表-75 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(21) トレンチ I-21

地表-50 cmまで掘削を行った。地表-40 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(22) トレンチ I-22

地表-60 cmまで掘削を行った。地表-50 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(23) トレンチ I-23

地表-100 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(24) トレンチ I-24

地表-90 cmまで掘削を行った。地表-65 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(25) トレンチ I-25

地表-90 cmまで掘削を行った。地表-60 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(26) トレンチ I-26

地表-80 cmまで掘削を行った。地表-80 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(27) トレンチ I-27

地表-90 cmまで掘削を行った。地表-65 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(28) トレンチ I-28

地表-90 cmまで掘削を行った。地表-55 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(29) トレンチ I-29

地表-80 cmまで掘削を行った。地表-60 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

(30) トレンチ I-30

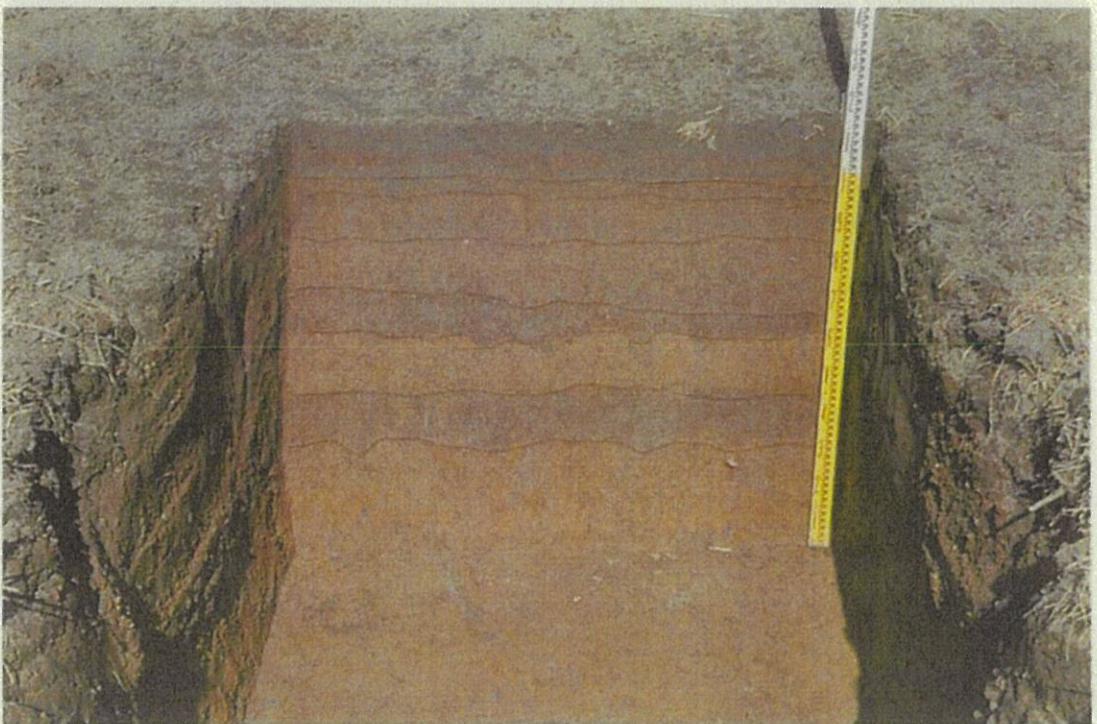
地表-80 cmまで掘削を行った。地表-70 cmにシルト層を確認した。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

9 所 見

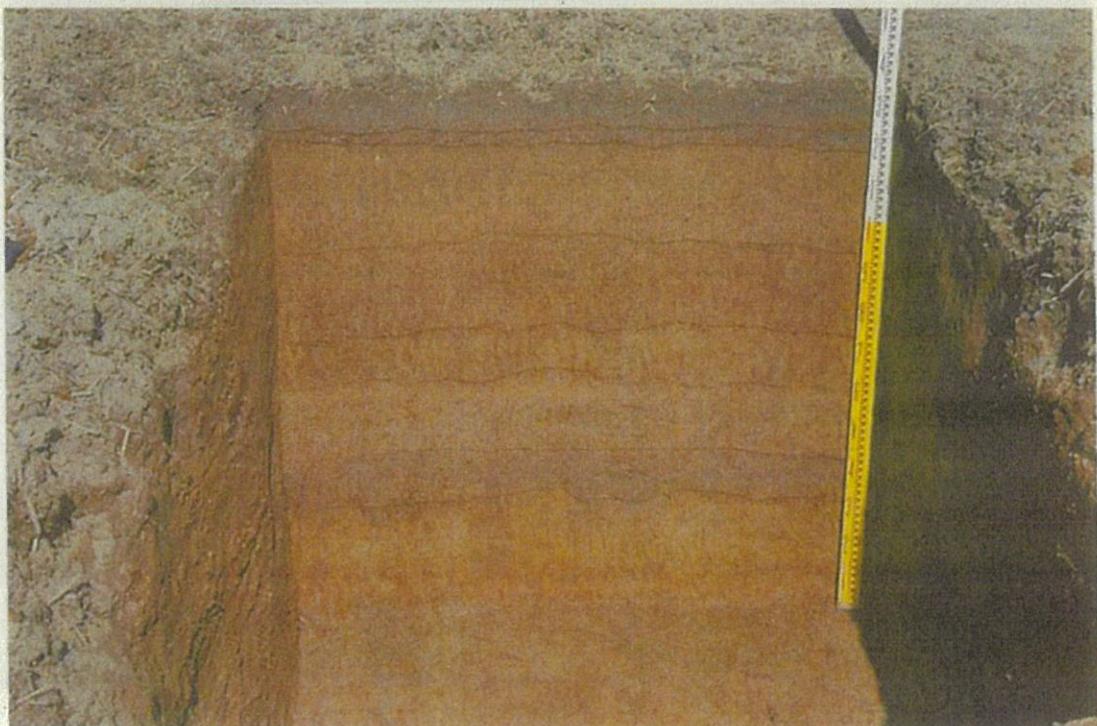
今回調査した箇所についても、断面・掘削土から廃棄物等は確認できなかった。今回を含め3回の調査と地歴調査の結果から、企業誘致検討区域内の殆どは過去から農地として利用されており、現状農地に産業廃棄物が混入・埋設している可能性は「無い」と判断される。

しかし、埋め立てし農地以外に利用されている駐車場や建物敷地については、実施していないため不明である。

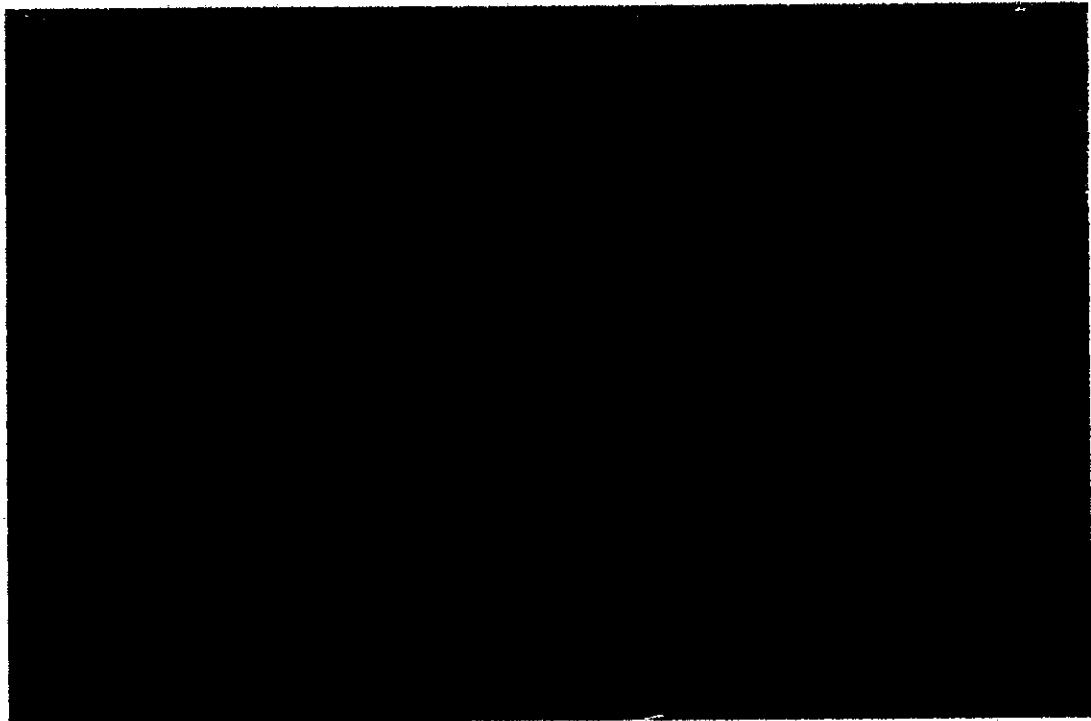
トレンチ I-1 (掘削断面)



トレンチ I-2 (掘削断面)



トレンチ I-3 (掘削断面)



○

トレンチ I-4 (掘削断面)



○

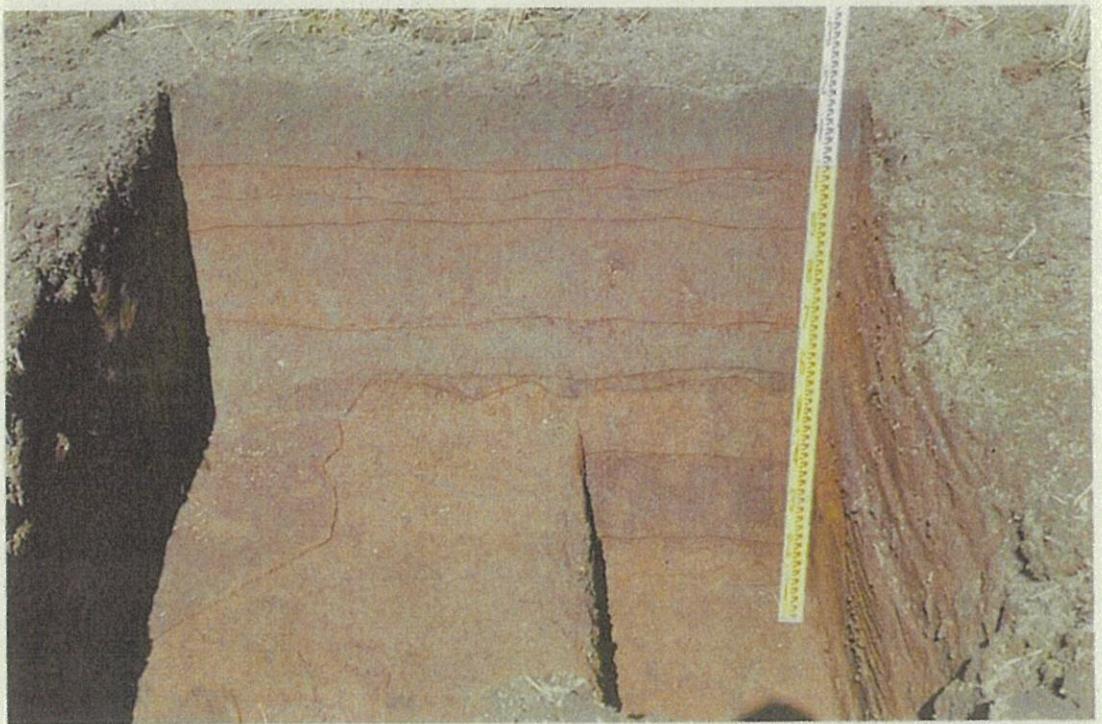
トレンチ I-5 (掘削断面)



トレンチ I-6 (掘削断面)



トレンチ I-7 (掘削断面)



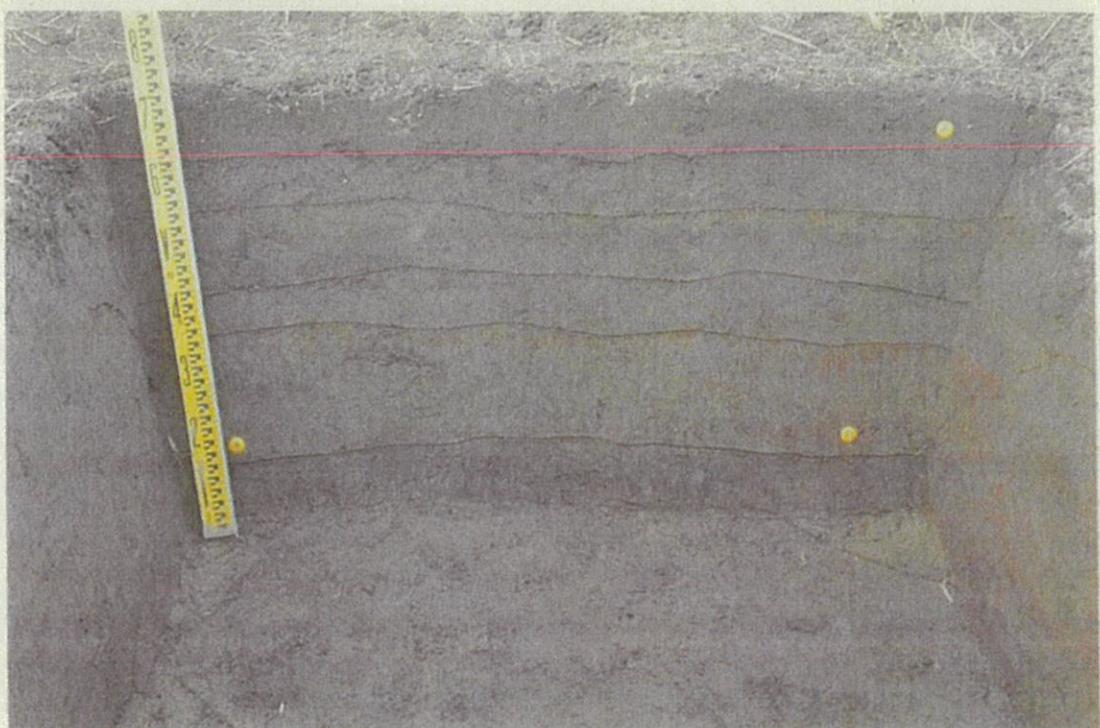
トレンチ I-8 (掘削断面)



トレンチ I-9 (掘削断面)



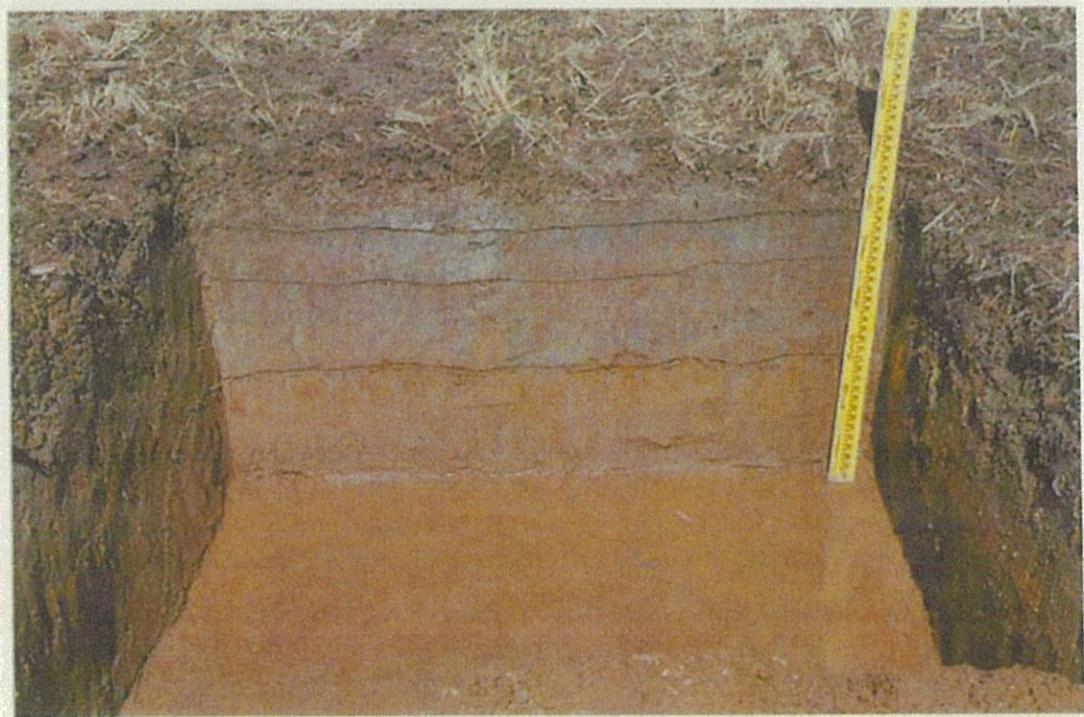
トレンチ I-10 (掘削断面)



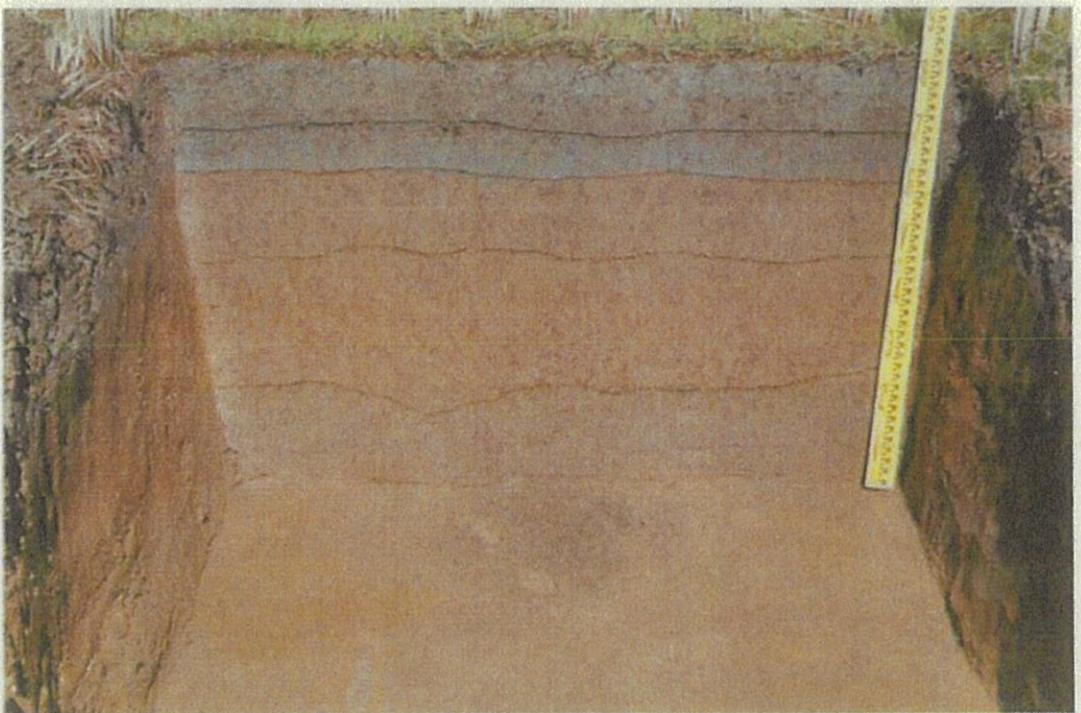
トレンチ I-11 (掘削断面)



トレンチ I-12 (掘削断面)



トレンチ I-13 (掘削断面)



トレンチ I-14 (掘削断面)



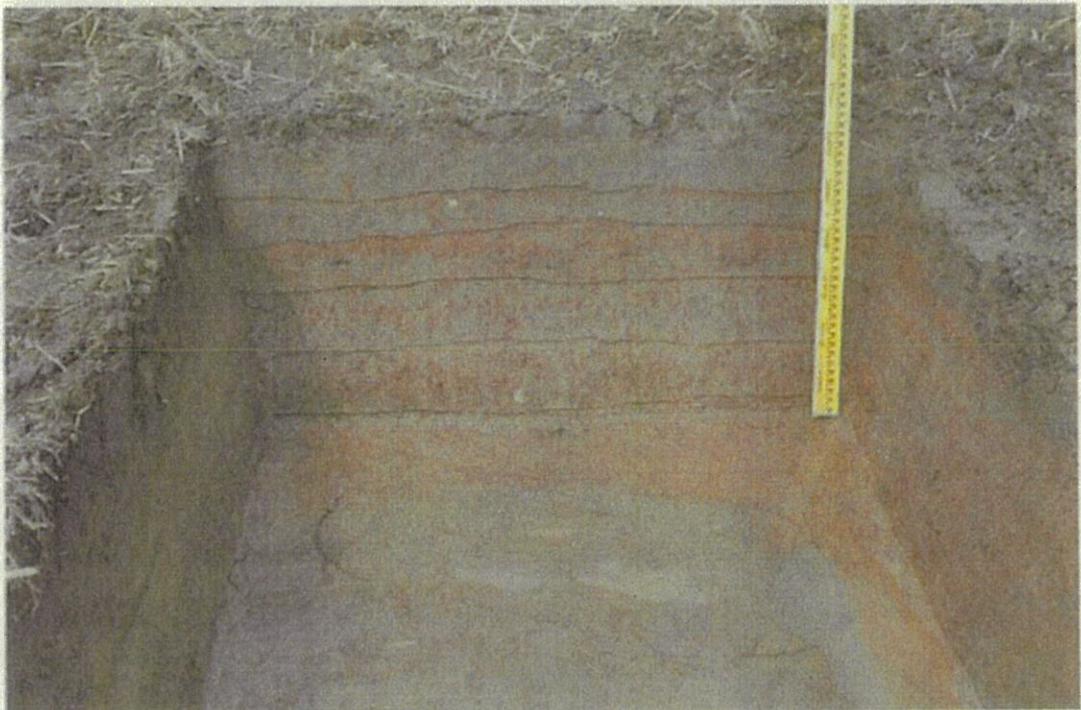
トレンチ I-15 (掘削断面)



トレンチ I-16 (掘削断面)



トレンチ I-17 (掘削断面)



トレンチ I-18 (掘削断面)



トレンチ I-19 (掘削断面)



トレンチ I-20 (掘削断面)



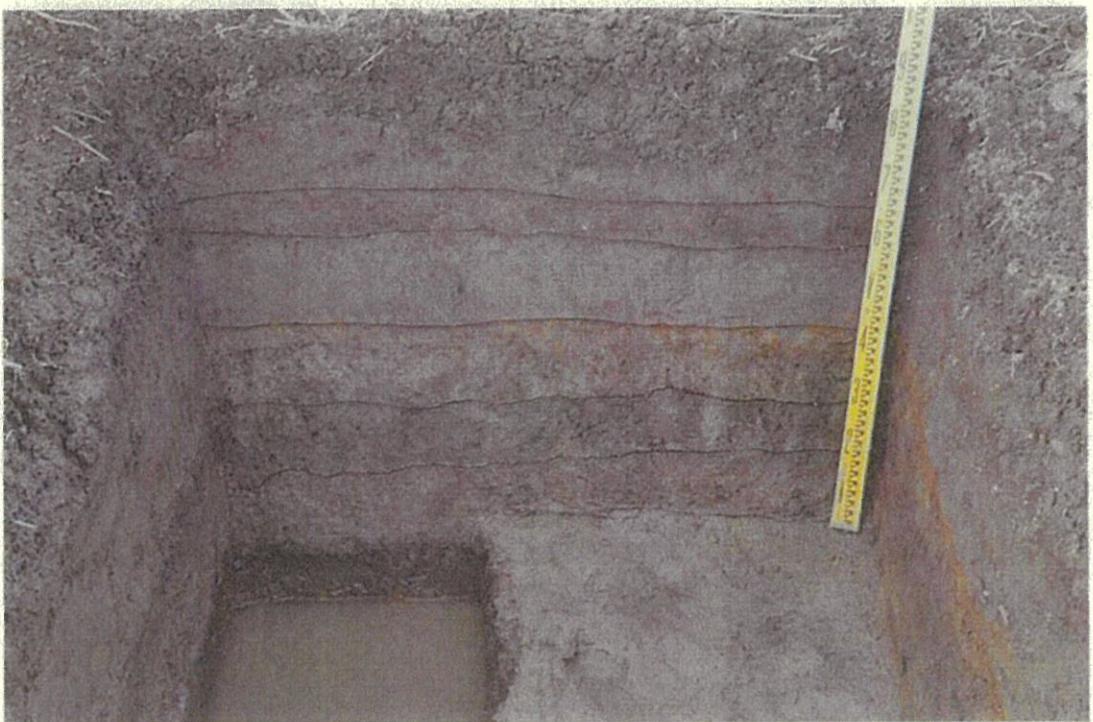
トレンチ I-21 (掘削断面)



トレンチ I-22 (掘削断面)



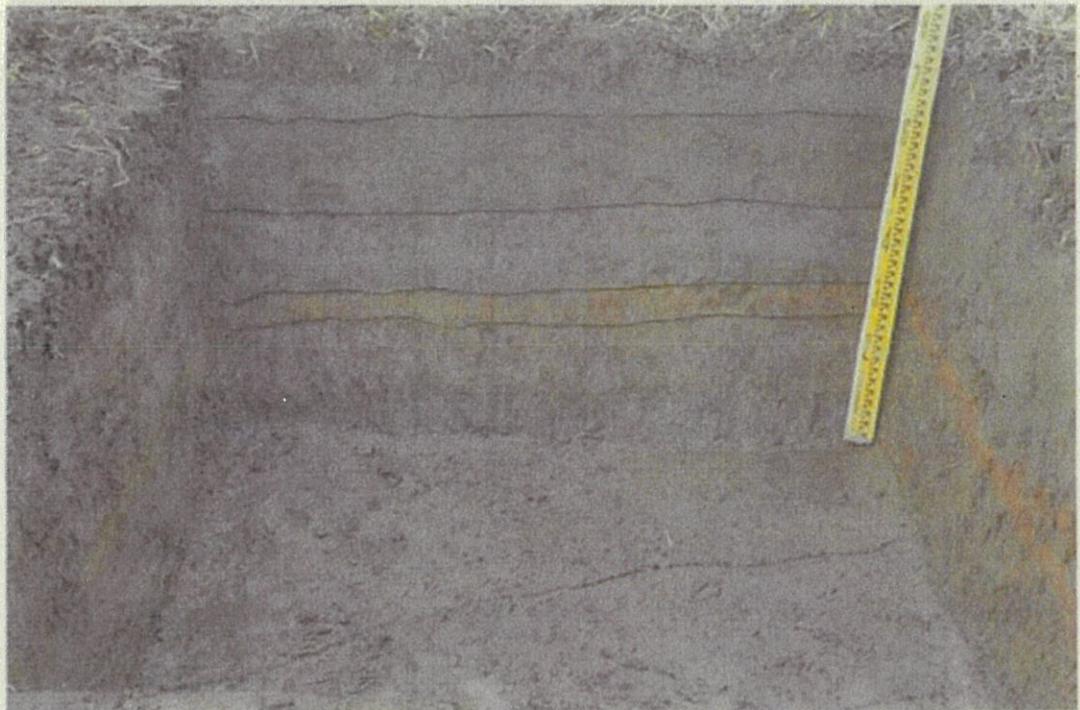
トレンチ I-23 (掘削断面)



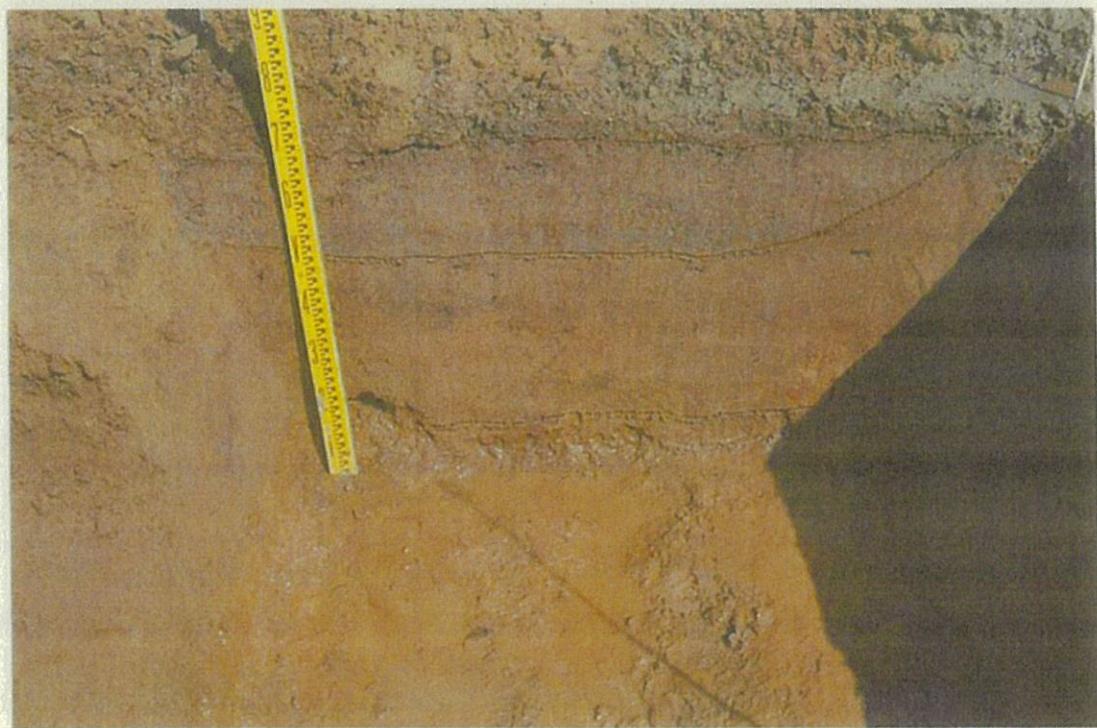
トレンチ I-24 (掘削断面)



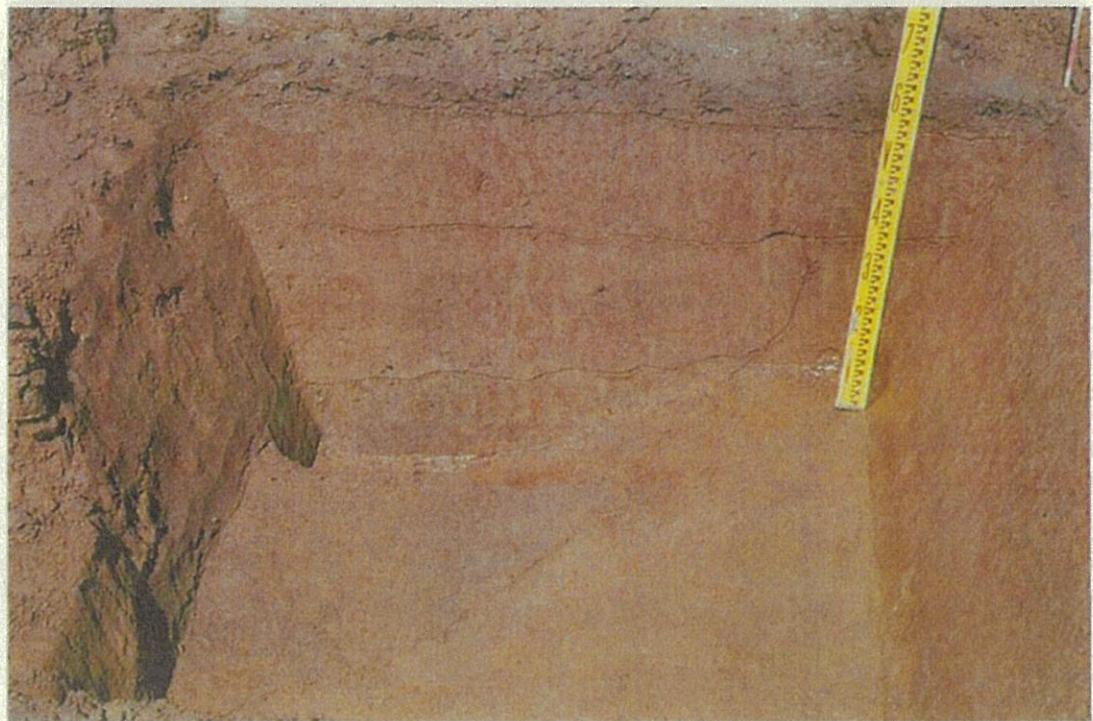
トレンチ I-25 (掘削断面)



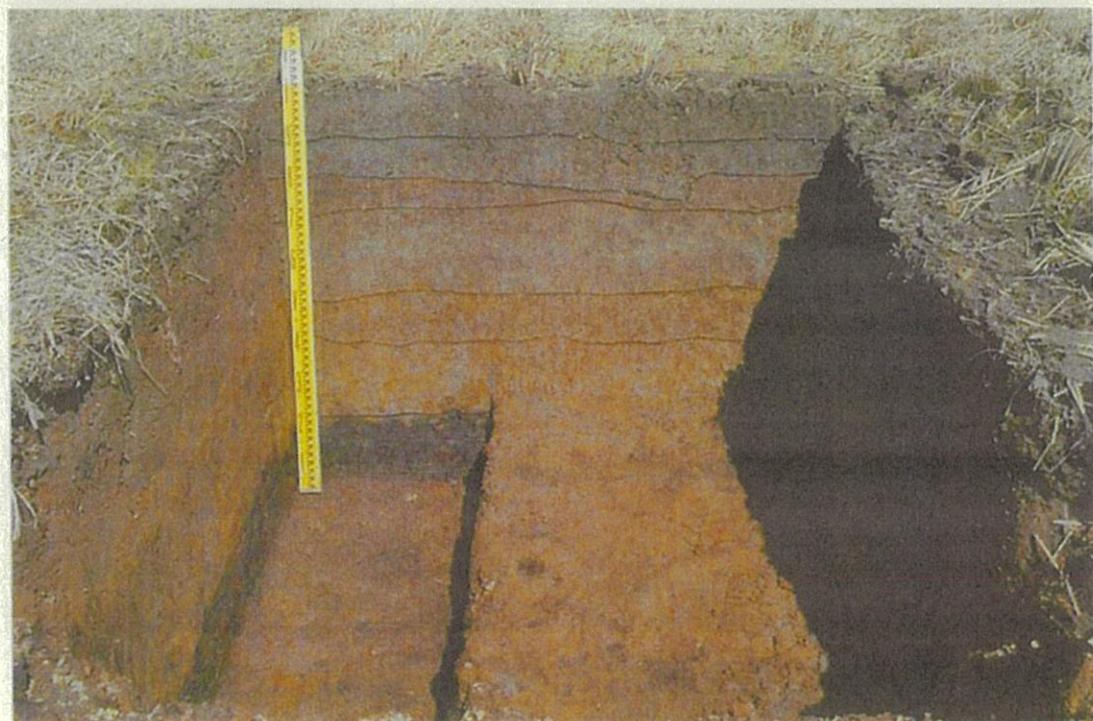
トレンチ I-26 (掘削断面)



トレンチ I-27 (掘削断面)



トレンチ I-28 (掘削断面)



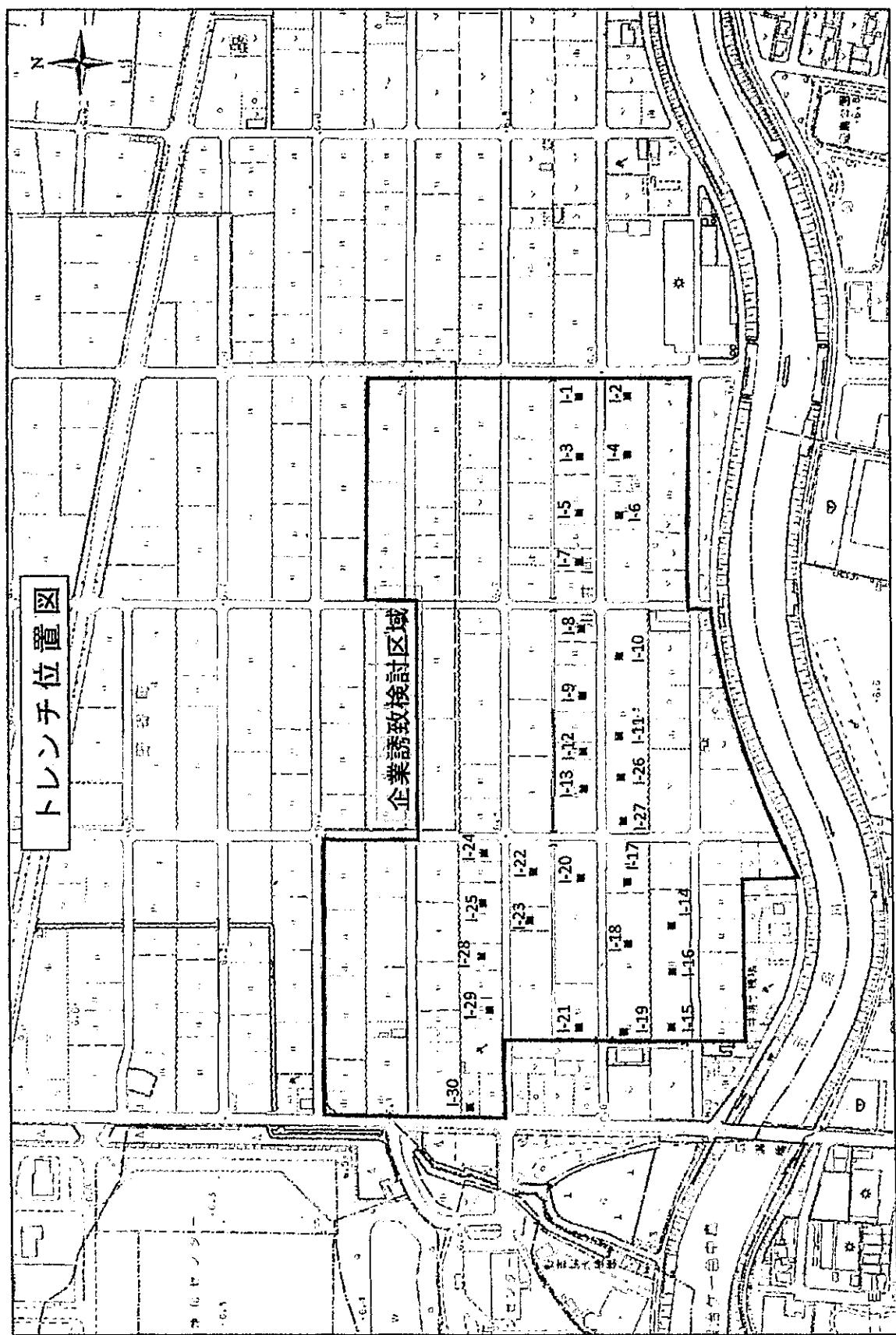
トレンチ I-28 (掘削断面)



トレンチ I-30 (掘削断面)



## トレンチ位置図



31岩企立第10号  
平成31年4月15日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 相津 晴洋 様

岩倉市長 久保田 桂朗

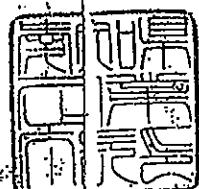


内陸用地造成事業の基本協定書の締結について（送付）

平成31年4月15日付け31企工調第18号で依頼のありましたこと  
について、別添のとおり送付します。

連絡先 岩倉市建設部企業立地推進室  
電話 0587-38-5832  
FAX 0587-66-6100





## 開発基本協定書

愛知県（以下「甲」という。）と岩倉市（以下「乙」という。）は、甲が岩倉市川井町及び野寄町地内において施行する内陸用地造成事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （本事業の名称）

第1条 本事業の名称は、岩倉川井野寄地区内陸用地造成事業とする。

### （相互協力）

第2条 甲及び乙は、本事業が円滑かつ早期に完了するよう事業の推進を図り、相互に協力するものとする。

### （開発区域）

第3条 本事業の開発区域（以下「開発区域」という。）は、別図1のとおりとし、その面積は約93,000平方メートルとする。ただし、測量等により開発区域が確定した場合は、その開発区域及び面積とする。

### （民有地の取得等）

第4条 本事業の施行に必要な開発区域内の民有地の取得のため、甲は次に掲げる書類を作成し、乙は平成31（2019）年6月28日までにこれを取りまとめるものとする。

- (1) 土地売買契約に関する書類
- (2) 物件補償契約に関する書類
- (3) 所有権移転登記に関する書類
- (4) その他買収に伴い必要となる書類

2 甲は、開発区域内の民有地を土地登記簿の面積（以下「公簿面積」という。）で計算した価額により、一括で取得する。

### （民有地の買収の取りまとめ事務費）

第5条 甲は、前条第1項の取りまとめに要した費用として、民有地の土地売買契約金額及び物件補償契約金額の合計額に1,000分の4を乗じて得た金額から甲が契約書に貼付した収入印紙代を除いた金額を限度とし、かつ、甲の予算の範囲内において、乙に取りまとめ事務費を支払うものとする。

### （利害関係者の同意の取得）

第6条 乙は、本事業の施行に必要な次に掲げる同意を書面で取得する。

- (1) 河川等への排水に係る水利権者等の同意
- (2) 法定外道水路の用途廃止に係る利害関係者の同意
- (3) 乙所有の道水路等の用途廃止に係る利害関係者の同意
- (4) その他開発に伴い必要となる利害関係者の同意



#### (公共物の取扱い)

第7条 乙は、開発区域内に所有する土地（道路、河川、法定外公共物（里道、水路等）、その他財産）について、用途が定められている場合は、甲の申出により用途を廃止した上で、当該土地を甲に無償で譲渡する。

2 乙は、前項の譲渡にあたり土地の分筆登記が必要なときは、乙の負担によりこれを行うものとする。

3 第1項により乙が甲に譲渡する土地の公簿面積が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第2項の協議で同意された事項（以下「公共施設の同意事項」という。）により、乙に帰属する土地の公簿面積を上回る場合には、その面積差を算出し、甲が乙に清算金を支払うものとする。

4 前項の清算金の算出は、面積差に甲が用途廃止を申し出た時点の適正な価格を乗じて得た金額により行うものとする。

5 乙は、第1項の譲渡までの間、甲が乙所有の土地に立ち入ること及び土地の改変を行うことを認めるものとする。

#### (甲の行う事務)

第8条 甲は、本事業の施行に関して第4条第1項の書類作成、同条第2項の民有地の取得のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本事業の施行に伴う開発関係諸法令に係る諸手続
- (2) 造成事業計画の作成
- (3) 造成工事の調査及び設計
- (4) 造成工事の施工
- (5) 造成工事の施工に伴う補償工事の施工
- (6) 企業誘致及び企業との契約
- (7) 関係機関に対する関連公共事業の実施要請

#### (乙の行う事務)

第9条 乙は、本事業の施行に関して第4条第1項の書類の取りまとめ、第6条の利害関係者の同意の取得のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 地域住民の理解と協力を得るための事業の周知その他必要な措置の実施
- (2) 前号の事務により生じた要望事項の解決
- (3) 本事業の施行に伴う開発関係諸法令に係る諸手続への協力
- (4) 本事業の施行に伴う補償工事への協力
- (5) 本事業の施行に伴う下田南遺跡発掘調査に係る諸手続

#### (乙による工事の実施)

第10条 乙は、関係機関と協議の上、別図2に示す市道岩倉西春線道路改良工事（以下「道路改良工事」という。）を実施するものとする。

2 乙は、道路改良工事を甲が指定する日までに完了しなければならない。

(埋蔵文化財調査)

- 第11条 乙は、本事業の施行に伴い必要となる下田南遺跡発掘調査（以下「発掘調査」という。）を実施するものとする。
- 2 乙は、発掘調査を甲が指定する日までに完了しなければならない。
  - 3 乙は、発掘調査の施行にあたっては、あらかじめ関係機関と協議の上、当該調査の実施計画の策定及び発掘調査の実施に要する費用を算定し、甲と協議しなければならない。
  - 4 発掘調査の実施に要する費用は甲乙折半で負担するものとし、その支払いに関して必要な事項については、乙が甲と別途締結する覚書に定める。
  - 5 発掘調査の結果、開発区域の全部又は一部の施行が不可能となるような事態が生じた場合、甲は乙に対し施行が不可能となった土地を甲が買収に要した費用で買い取ることを請求することができる。
  - 6 乙は、前項の規定により買い取り請求があったときは、これに応じなければならない。

(開発区域への給水)

- 第12条 本事業で必要となる水道施設整備（消火栓設置に伴い確保する給水能力分を含む）については、開発区域内を甲が行い、開発区域外を乙が行うものとする。
- 2 乙は、水道施設整備を甲が指定する日までに完了し、甲の造成計画に併せて給水できるようしなければならない。
  - 3 前2項の規定により整備する水道施設は、乙の所有とし、乙は、これを維持管理する。

(農業用給水管の撤去)

- 第13条 乙は、施設管理者及び利害関係者と協議の上、別図3に示す農業用給水管を撤去するものとする。

(農業用水路の移設)

- 第14条 甲及び乙は、施設管理者及び利害関係者と協議の上、別図4に示す農業用水路を移設するものとする。
- 2 乙は、前項の協議前に、施設管理者及び利害関係者から、甲が指定する日までに移設の同意を得なければならない。

(農業用排水路の移設)

- 第15条 甲は、施設管理者及び利害関係者と協議の上、別図5に示す農業用排水路を移設するものとする。
- 2 乙は、前項の協議前に、施設管理者及び利害関係者から、甲が指定する日までに移設の同意を得なければならない。

(公共施設用地の取扱い)

- 第16条 甲は、公共施設の同意事項により乙に帰属することとなった公共施設用地については、都市計画法第36条第3項の規定による公告後、速やかに所有権移転登記の嘱託をする。

#### (企業誘致の協力義務)

- 第17条 乙は、本事業における甲の企業誘致に積極的に協力しなければならない。
- 2 乙は、企業の誘致に伴い地域住民の理解が得られないときは、当該企業からの申出により、甲と協力し、誘致実現に向けて必要な措置を講じなくてはならない。

#### (廃棄物の処理)

- 第18条 乙は、甲による都市計画法第36条第1項の工事完了の届出の日までに、開発区域内の土地に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に定める廃棄物(以下「廃棄物」という。)が確認された場合には、すみやかに旧地権者へ撤去を指示し、撤去が履行されないときは、甲が指定する日までに乙が適正に処理する。
- 2 乙は、甲が企業用地を立地企業へ引き渡してから2年間は、当該企業が建物等を建設する際に支障となる廃棄物が確認された場合、当該企業と協議し、当該廃棄物を適正に処理する。

#### (土壤調査)

- 第19条 乙は、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下この条において「法」という。)第2条第1項で定める特定有害物質による汚染のおそれがあるときは、甲が指定する日までに法に準拠した土壤調査を実施する。
- 2 乙は、前項の調査により、法第6条第1項第1号に該当することが確認された場合には、乙の責任により甲が指定する日までに適正に処理する。

#### (費用の負担)

- 第20条 甲が負担する費用は、次のとおりとする。
- (1) 第4条第2項の民有地の取得に要するもの
  - (2) 第5条の民有地の取得の取りまとめに要するもの
  - (3) 第7条第4項の清算に要するもの
  - (4) 第8条に定める甲の行う事務に要するもの
  - (5) 第11条第4項に定める発掘調査に要するもの
  - (6) 第12条第1項に定める開発区域内の水道施設整備に要するもの
  - (7) 第14条に定める甲の行う農業用水路の移設に要するもの
  - (8) 第15条に定める農業用排水路の移設に要するもの
- 2 乙が負担する費用は、次のとおりとする。
- (1) 第7条第2項の分筆登記に要するもの
  - (2) 第9条に定める乙の行う事務に要するもの
  - (3) 第10条第1項に定める道路改良工事に要するもの
  - (4) 第11条第4項に定める発掘調査に要するもの
  - (5) 第11条第5項に定める買い取りに要するもの
  - (6) 第12条第1項に定める開発区域外の水道施設整備に要するもの
  - (7) 第13条に定める農業用給水管の撤去に要するもの
  - (8) 第14条に定める乙の行う農業用水路の移設に要するもの
  - (9) 第18条に定める廃棄物の処理に要するもの

(10) 第19条に定める土壤調査及び処理に要するもの

本条に定めのない費用については、甲乙それぞれ協議の上、別に定めるものとする。

(防災等)

第21条 甲及び乙は、本事業の施行にあたり、事故、災害等の防止に十分配慮する。

(本事業の取り止め)

第22条 甲は、本事業に必要な用地の取得ができない場合、又は天災地変その他予見できない事由が発生により、本事業が施行できない場合は、本事業を取り止めることができるものとする。

(損害賠償)

第23条 乙は、前条により、甲が本事業を取り止めたとき、本事業のために乙が要した費用の負担を甲に求めることができない。

(その他)

第24条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙それぞれ誠意をもって協議し、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

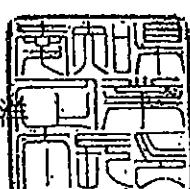
平成31年4月15日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県公営企業管理者

企業庁長 相津晴洋



乙 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

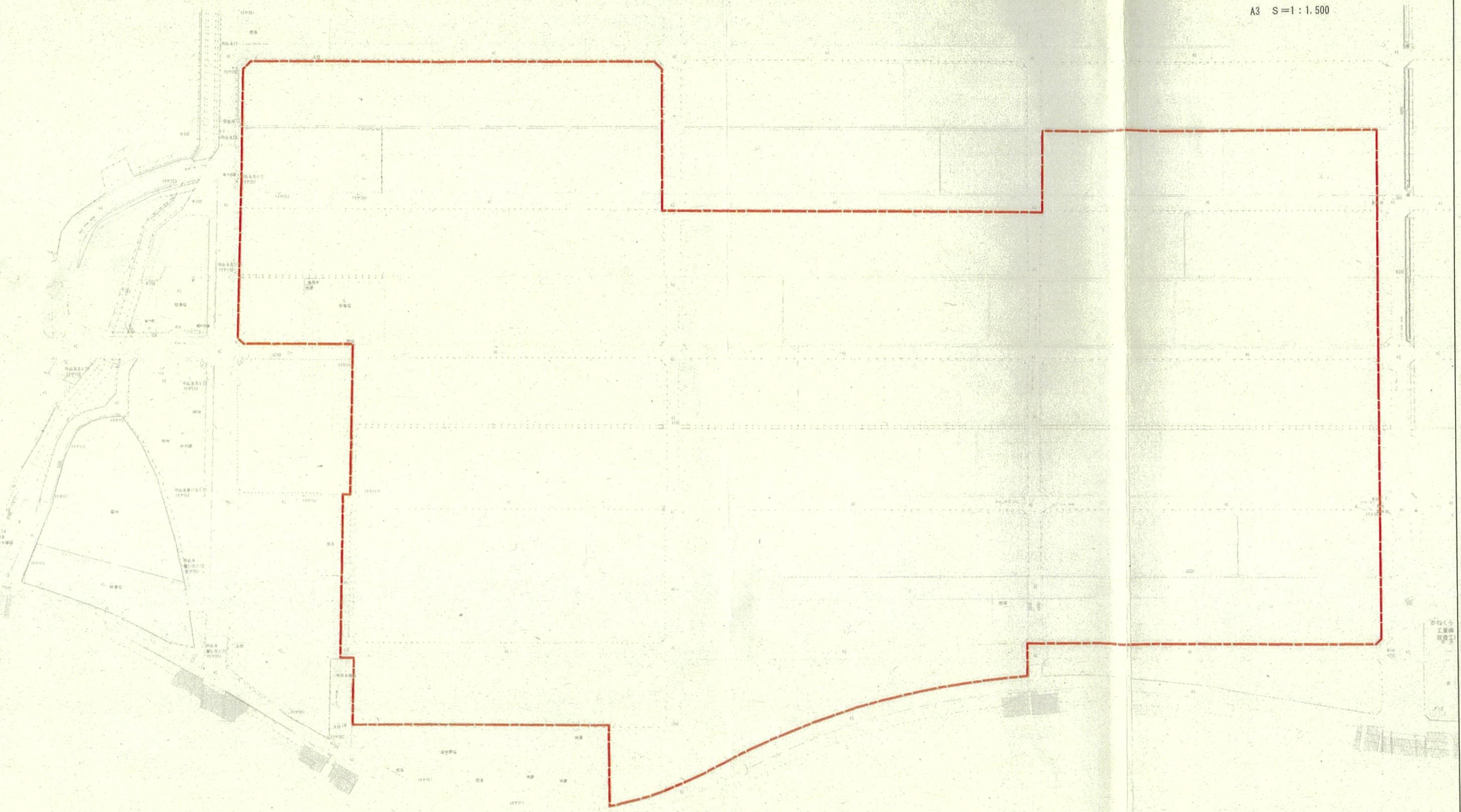
代表者

岩倉市長 久保田桂



別図1 岩倉川井野寄地区 開発区域図

A3 S=1:1,500



凡例

第3条(開発区域)

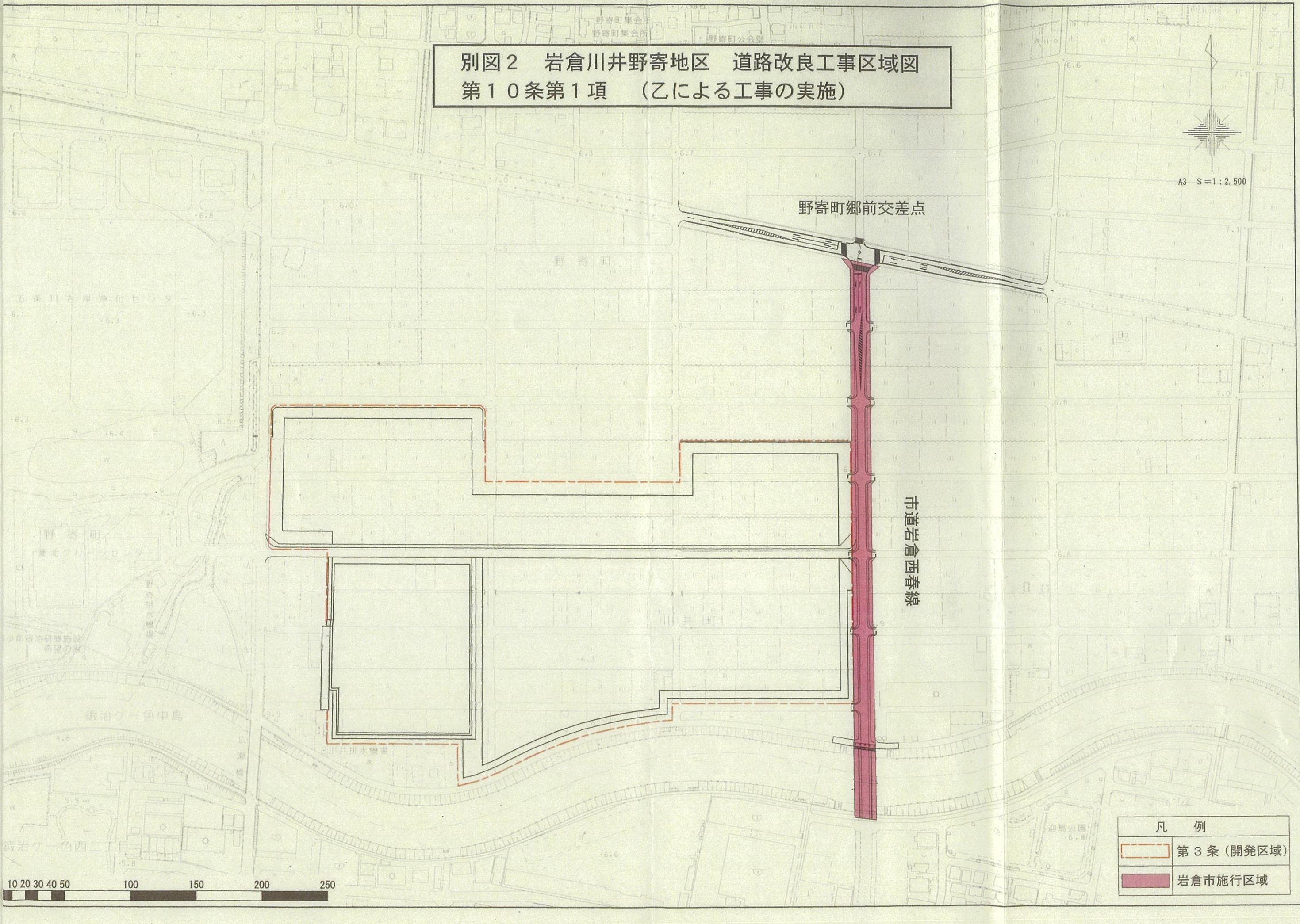
別図2 岩倉川井野寄地区 道路改良工事区域図  
第10条第1項 (乙による工事の実施)

A3 S=1:2,500

野寄町郷前交差点

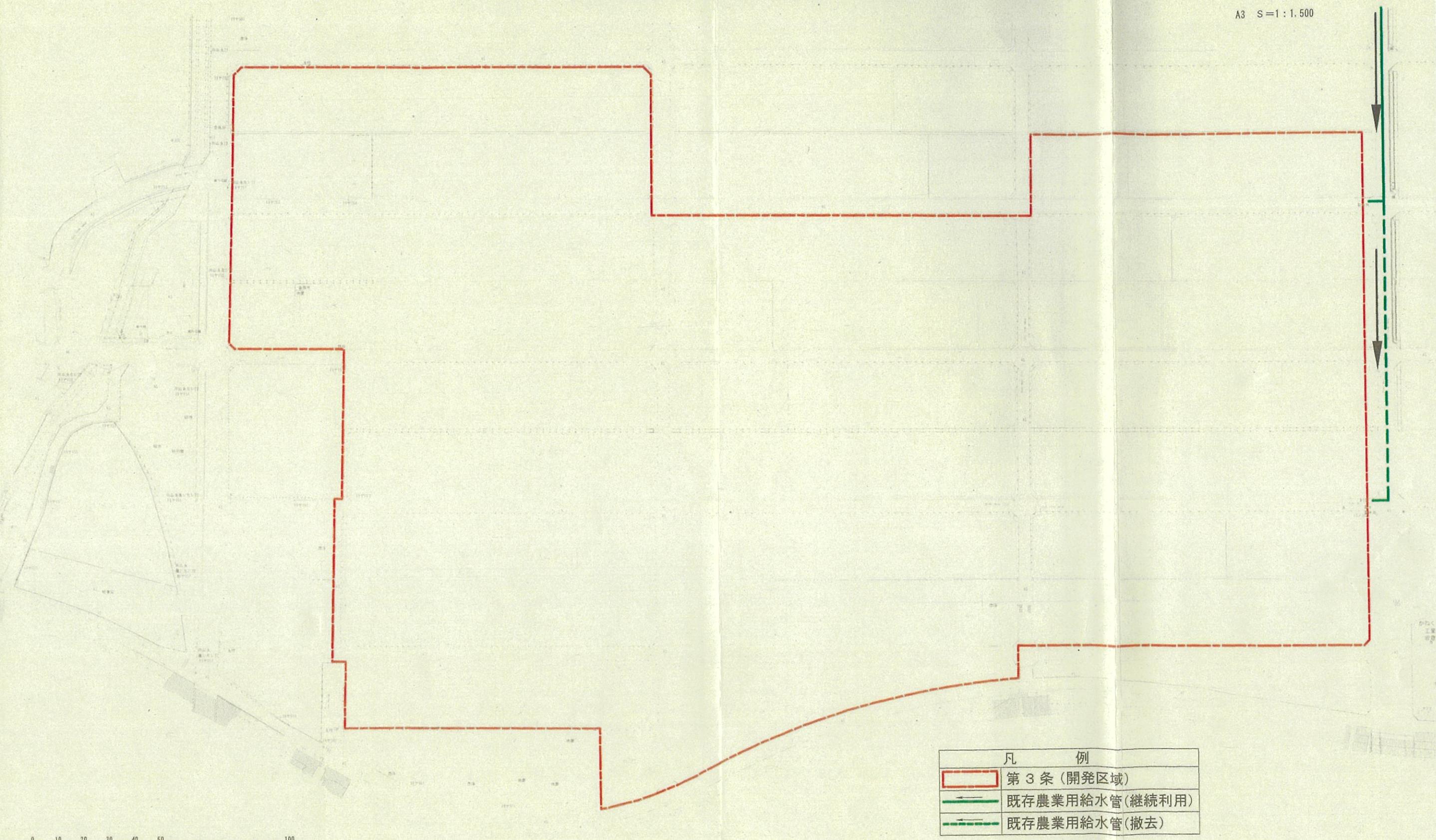
市道岩倉西春線

凡 例
□ 第3条(開発区域)
■ 岩倉市施行区域



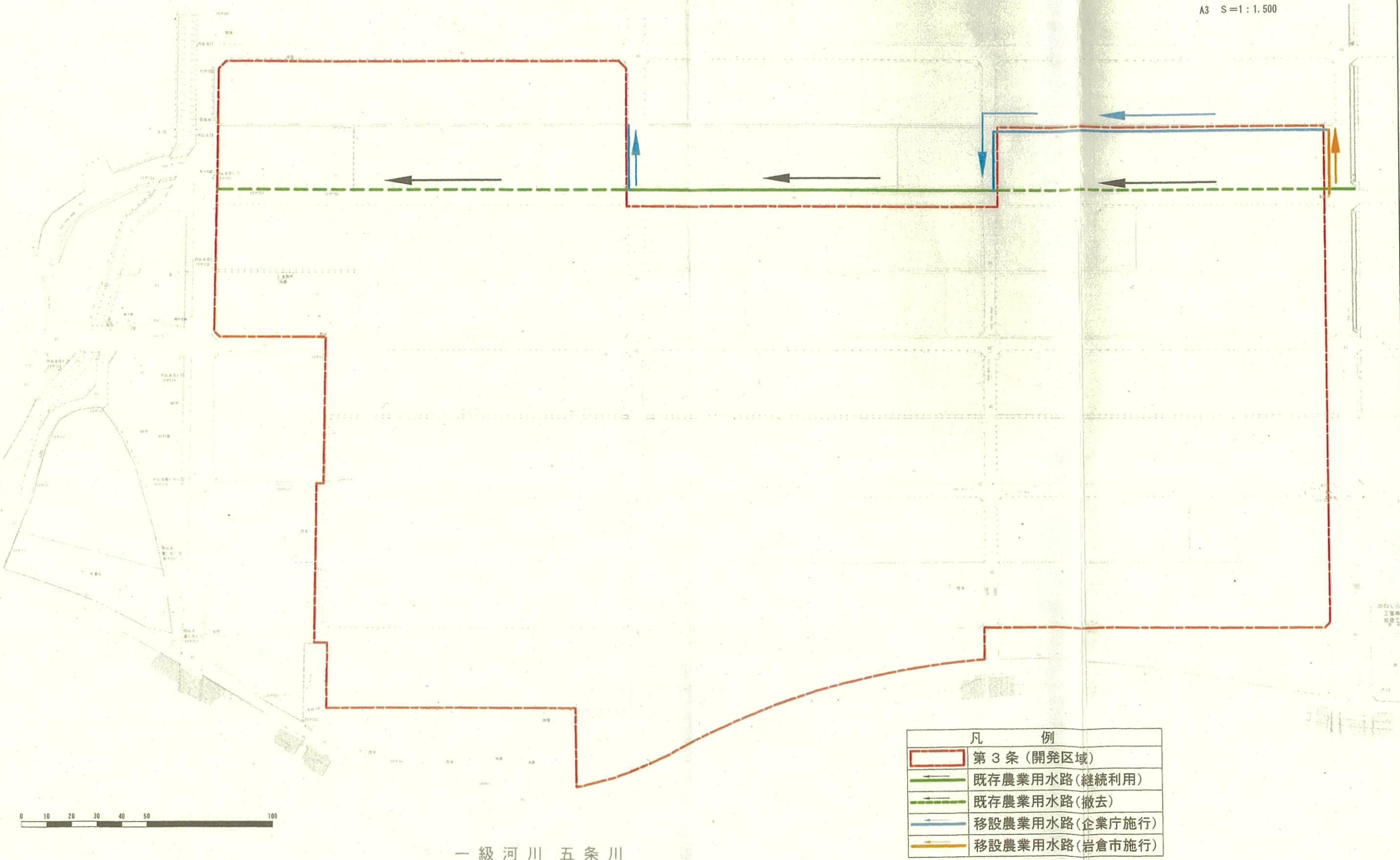
別図3 岩倉川井野寄地区 農業用給水管配置図  
第13条第1項 (農業用給水管の撤去)

A3 S=1:1,500



別図4 岩倉川井野寄地区 農業用水路配置図  
第14条第1項 (農業用水路の移設)

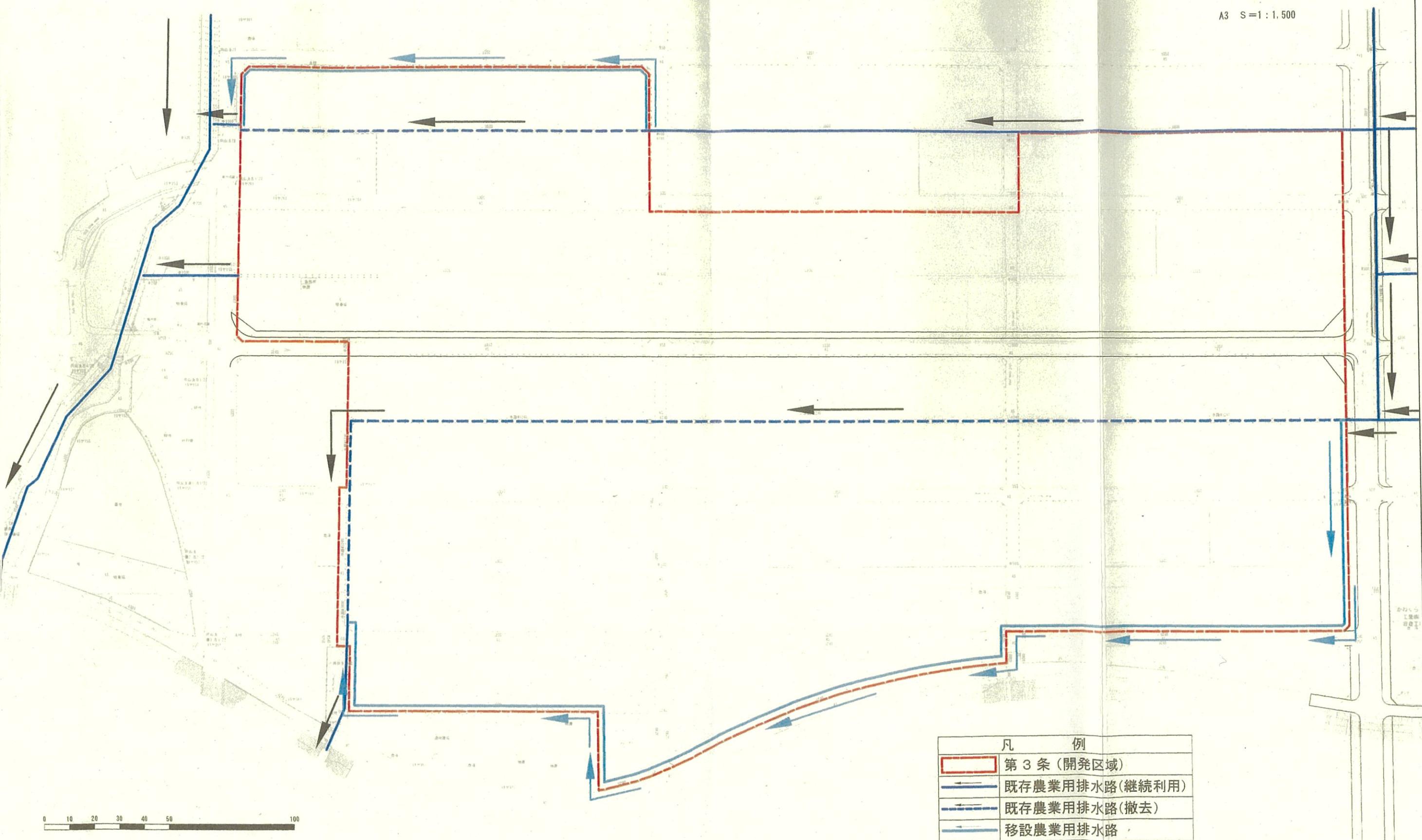
A3 S=1:1,500



凡例	
■	第3条(開発区域)
—	既存農業用水路(継続利用)
- - -	既存農業用水路(撤去)
—	移設農業用水路(企業庁施行)
—	移設農業用水路(岩倉市施行)

別図5 岩倉川井野寄地区 農業用排水路配置図  
第15条第1項 (農業用排水路の移設)

A3 S=1:1,500



工務調整課長

主幹

課長補佐  
(工務 G)

主任主査

主査

岩倉市企業立地推進室から以下の報告を受けたため、供覧いたしました。(R1.11.6)  
開発区域内のうち、雑種地となっており当時、産業廃棄物調査が行えなかった箇所について、岩倉市が廃棄物調査を行ったところ、産業廃棄物が発見された。

発見日：令和元年 11月 6 日

報告日：令和元年 11月 6 日（速報）

廃棄物の内容：瓦くず、タイルくず等（現在、市で報告書作成中）

土壤汚染の可能性：不明

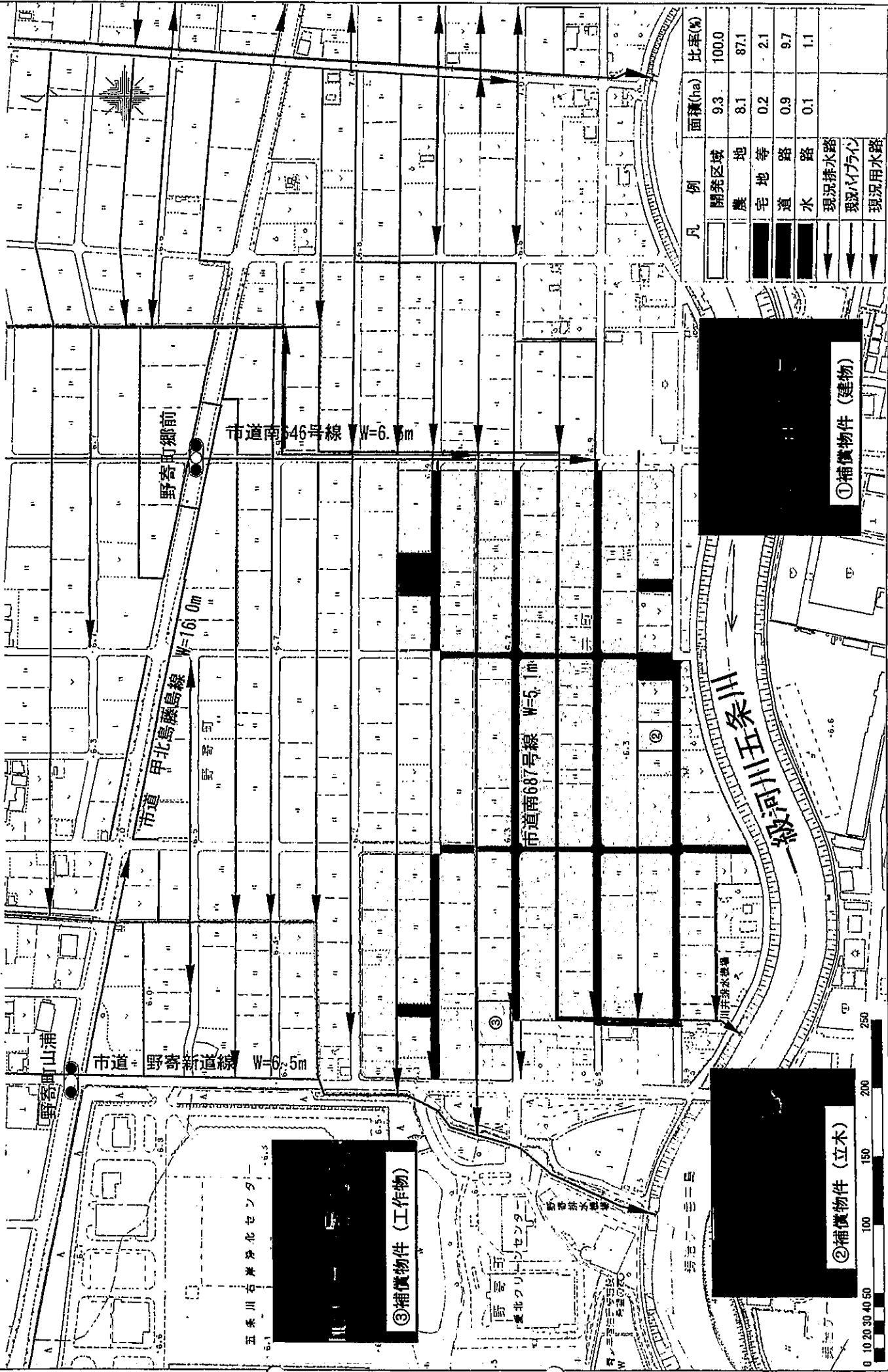
埋設されている範囲：地目上雑種地となっている別図参照

撤去予定者：旧地権者（履行されない場合は岩倉市）

撤去工事の時期：調整中

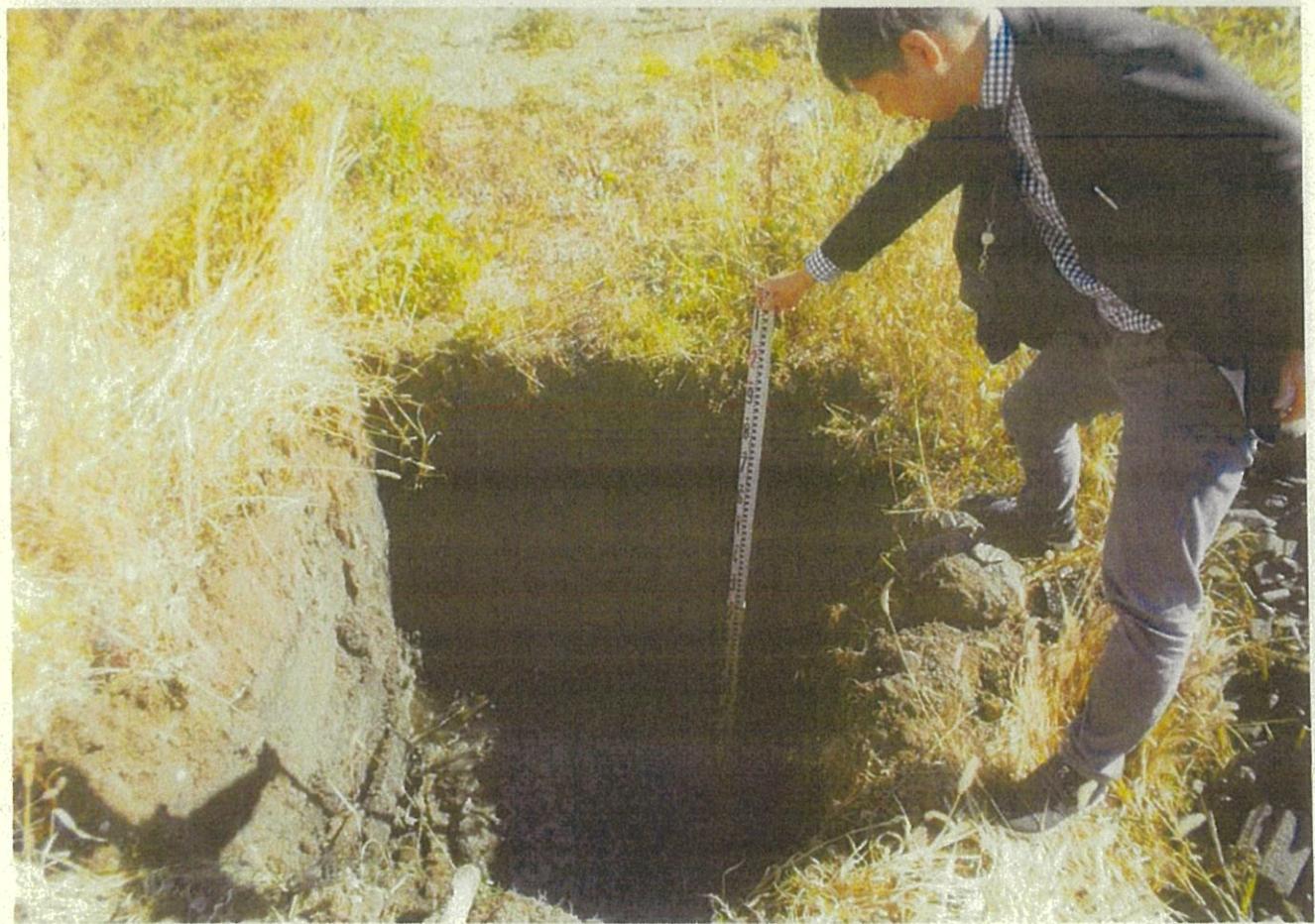
## 現況土地利用平面図

岩倉川井野寄地区



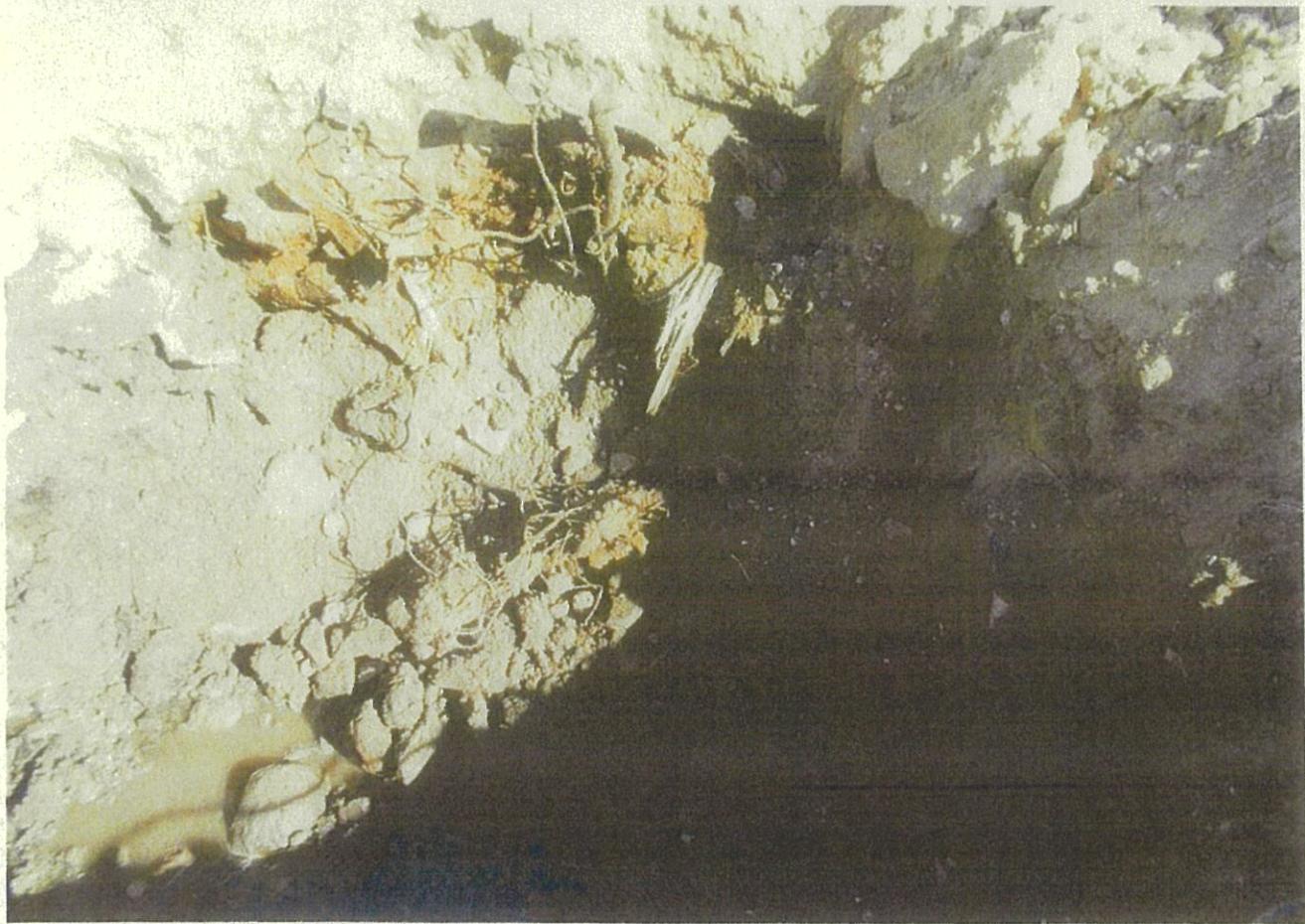














会議状況報告書		報告者	令和元年11月14日 工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史			
決 裁 欄	工務調整課長 主幹 課長補佐 (工務G) 課長補佐 (用地・宅造資産G) 課長補佐 (企画調整第一G)	主任主査 主査 主査 主査 主査 主事 主事	宇野 谷 尾山 龍内 小島			
会議の名称	岩倉川井野寄地区 埋蔵文化財発掘調査と産業廃棄物調査について					
日 時	令和元年11月14日(木) 10時00分から					
場 所	企業立地部会議室					
出 席 者	岩倉市企業立地推進室 水野専門員、澤井主任 企業庁工務調整課工務グループ 森主任主査、伊藤技師					
<b>【目的】</b> 埋蔵文化財発掘調査後の現場引き渡し条件の調整。発見された産業廃棄物についての報告と今後の処理方法についての調整。						
<b>【結 果】</b> 企業庁としては、埋蔵文化財発掘調査後、掘削したまま区域内仮置では、受け入れられないため、市役所内で調整を依頼した。 産業廃棄物発掘調査→報告書を提出してもらい処理期限については、その後協議して決定する。						
<b>【内 容】</b> ・埋蔵文化財発掘調査について (岩倉市) 埋文調査は、一般的に発掘調査までが作業であり、掘削土の埋め戻しは調査の一貫ではないという認識でいる。 市役所内では、整地工事で負担するものという、意見もある。 負担金協定締結に先立ち協議・承諾をもらった実施計画にも埋め戻しを行う内容は記載されていない。 前回企業庁より指示があった、埋文調査で発生する掘削土を開発区域内に現況+30cm程度で敷き均す方法だと、全ての掘削土を敷き均すには、面積が不足するため対応できない。						

岩倉川井野寄工業団地造成事業・産業廃棄物結果報告 No. 4

- 1 事業名 岩倉川井野寄工業団地造成事業
- 2 調査地 岩倉市川井町地内
- 3 調査日 令和元年8月23日（金）
- 4 調査者 岩倉市建設部企業立地推進室 主任 澤井 雅史
- 5 調査方法 トレンチ（試掘坑、一区画1.5m×2.0m）を設定し、重機（バックホー）で1mほど掘削を行い、平面及び断面観察により産業廃棄物の有無を確認した。
- 7 調査箇所 箇所
- 8 調査結果 各トレンチにおける掘削断面及び土壤観察結果と掘削土の内の産業廃棄物の有無について次の頁に記載する。

(1) 川井町萱野南 32 番

地表-100 cmまで掘削を行った。廃棄物等の散見・混入は確認できなかった。

#### 9 所 見

今回調査した箇所は、断面・掘削土から廃棄物等は確認できなかった。

(1) 川井町萱野南 32

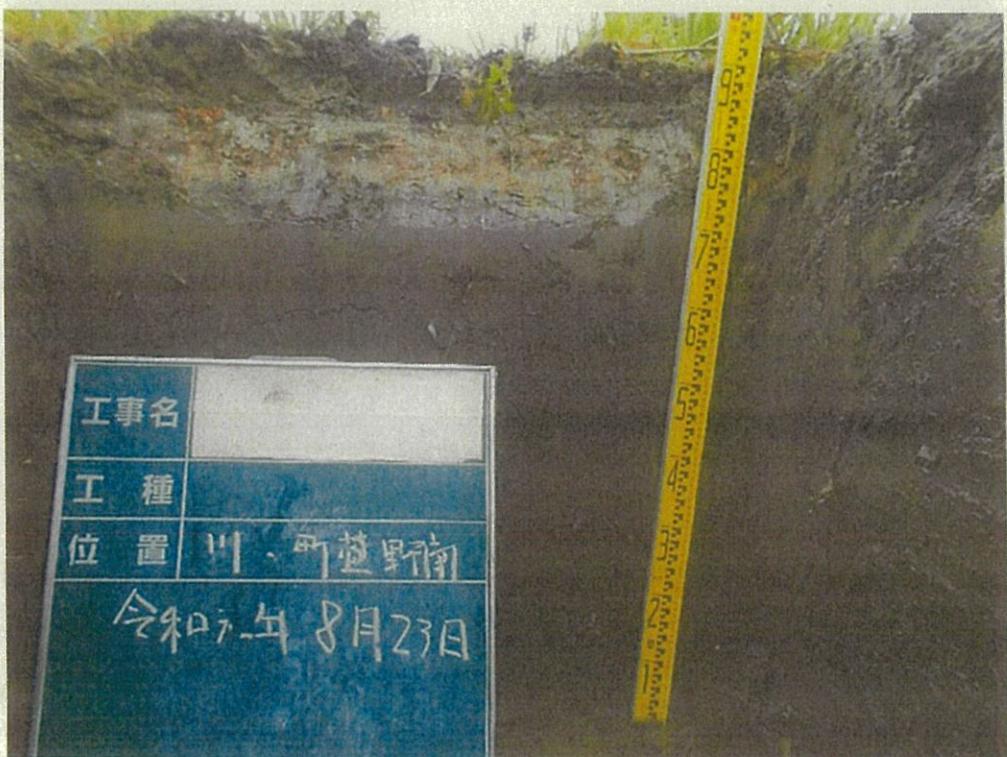
【全景】



【掘削断面】

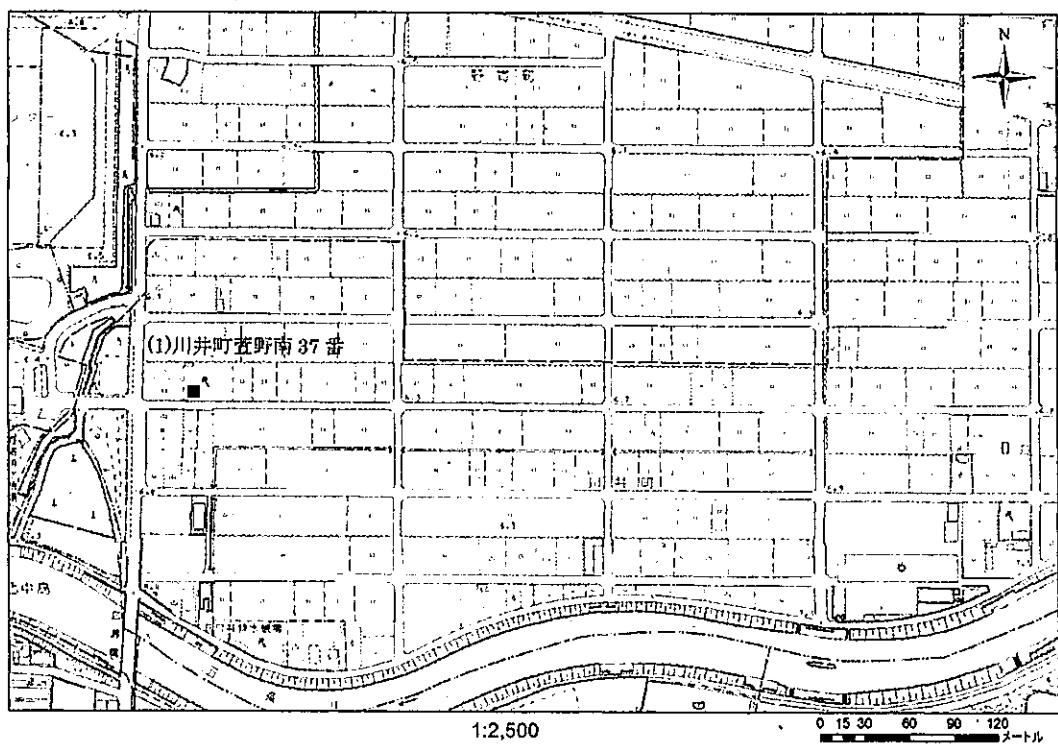


【掘削断面】



【掘削土】





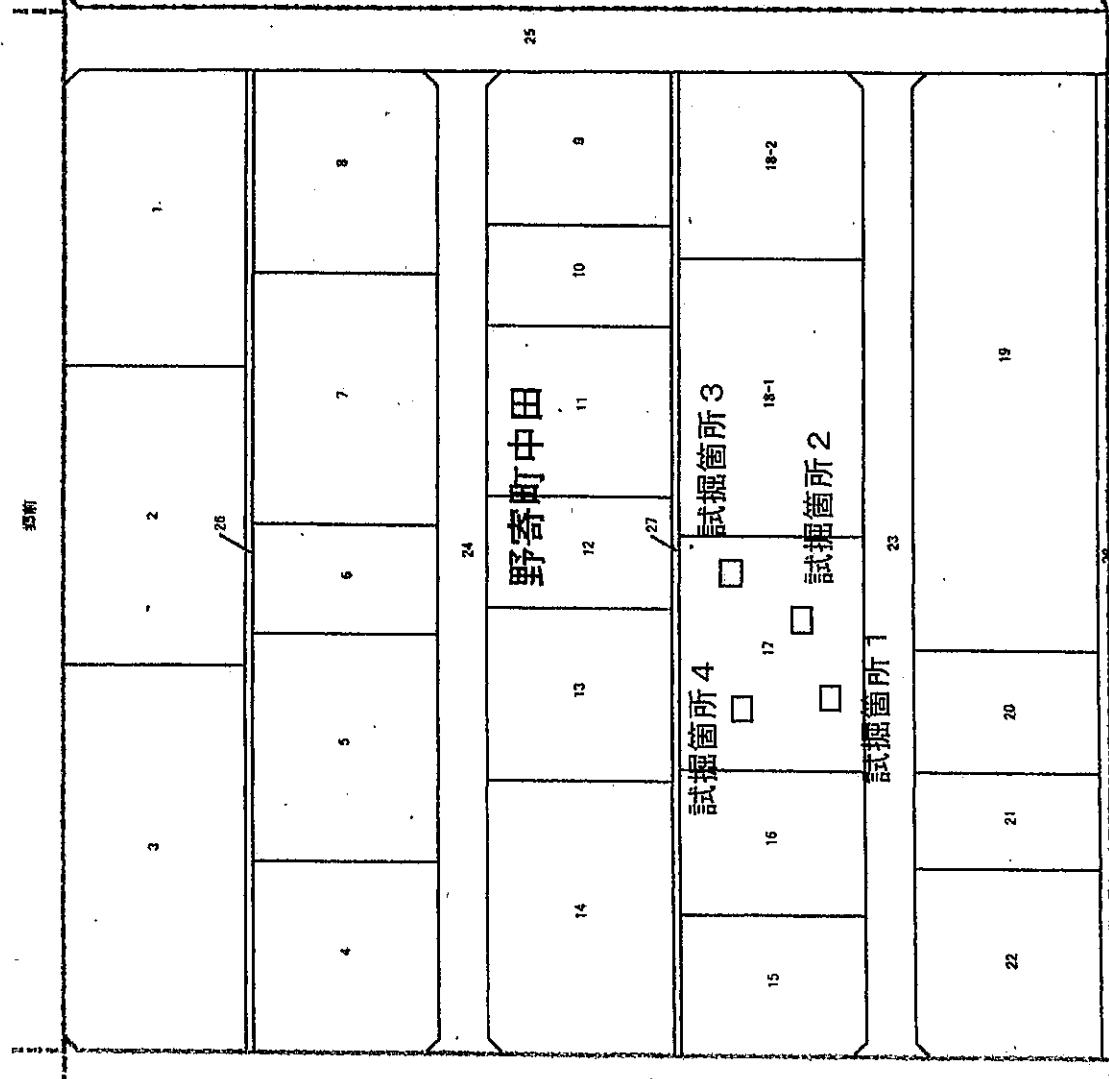


N

西反田

近前

宮前



1:1,000

0 5 10 20 30 40 メートル

野寄町中田17番 産廃調査写真

試掘箇所1 11月6日



掘削土の状況



掘削面



掘削高

試掘箇所 2



掘削土



掘削面



掘削土詳細

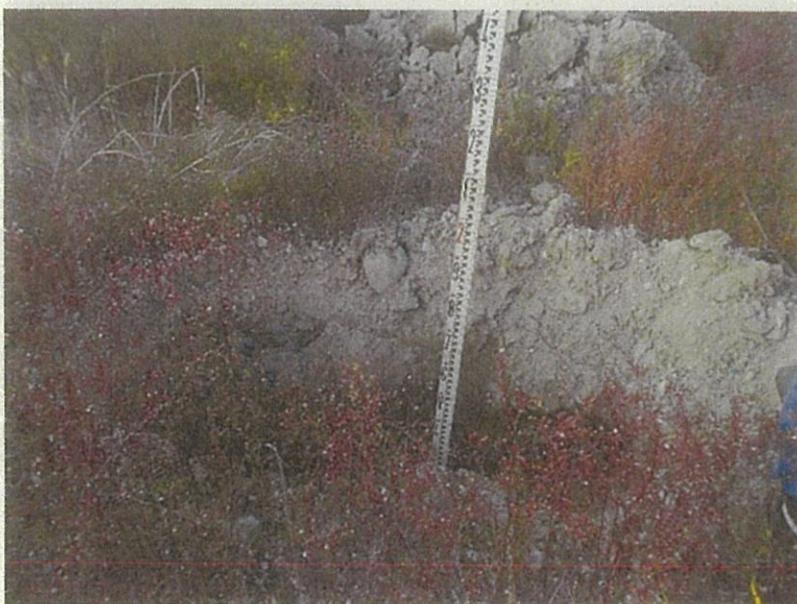
試掘箇所 3



掘削土



掘削面



掘削高

試掘箇所 4



掘削土



掘削面及び掘削高

